

別紙

諮問第1038号、第1065号～第1068号、第1081号、第1082号、第1084号～第1093号

答 申

1 審査会の結論

別表1に掲げる各一部開示決定及び別表2に掲げる非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各開示請求に対し、東京都知事が行った別表1に掲げる各一部開示決定（以下「本件各一部開示決定」という。）及び別表2に掲げる非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

（1）本件各一部開示決定について

各対象保有個人情報には、条例16条2号及び同条6号の非開示情報が含まれるため、それぞれ一部開示決定を行った。

（2）本件非開示決定（不存在）について

請求に係る保有個人情報は、不存在である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件各審査請求については、別表1及び別表2の「諮問日」欄に記載のとおり審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年11月27日に実施機関から理由説明書を、令和7年4月15日、同年9月19日及び同年10月1日に審査請求人から各意見書を収受し、令和6年12月20日（第248回第二部会）から令和7年10月24日（第256回第二部会）まで、9回審議を行った。

（２）審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表1及び別表2に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件各一部開示決定の妥当性について

（ア）対象保有個人情報について

実施機関は、別表1に掲げる各開示請求に係る対象保有個人情報として、項番1から16までの各指導経過記録票（以下「本件各対象保有個人情報」という。）を特定し、本件各対象保有個人情報の非開示情報（以下「本件各非開示情報」という。）がそれぞれ条例16条2号及び同条6号に該当するとして、本件各一部開示決定を行った。

（イ）本件各非開示情報について

本件各非開示情報は、本件各対象保有個人情報の記載内容であり、審査会はその非開示妥当性について判断する。

（ウ）本件各対象保有個人情報について

実施機関によると、指導経過記録票は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号。以下「細則」という。）12条2項で、児童福祉法（昭和22年法

律第164号。以下「法」という。) 27条1項2号の規定により指導を行う者は、指導している児童又はその保護者について、常にその指導経過を記録しておかなければならない旨が定められていることから、それに基づき作成しているものであり、細則に定めるもののほか、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が行う法に定める業務について、児童又は保護者に対する指導・所見等や関係機関等との連絡調整の内容等が時系列で記録される公文書であるとのことである。

審査会が見分したところ、本件各非開示情報には、児童又はその保護者等に関する児童相談所の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、内部での連絡調整内容及び児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されていることが確認された。

本件各非開示情報が開示されると、児童相談所職員が相談援助活動の実施に当たり、いつのどのような事由を特に重要であると評価・判断しているか等の援助方針の決定過程等が明らかになり、児童相談所と開示請求者との間に誤解や認識の相違が生まれるほか、相談援助の対象となるべき児童やその保護者等が児童相談所による相談援助活動に消極的な態度をとることにより、相談援助に関する適切な判断が困難になるなど、児童相談所の業務としての相談援助活動の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件各非開示情報は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、児童相談所では、本件の対象となる児童に関して、別表2に掲げる開示請求に提示された期間に個人情報を収集していないとのことである。

審査会が検討したところ、その他に当該開示請求に係る保有個人情報の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらず、実施機関の説明は首肯することができる。

したがって、当該開示請求に対し、不存在を理由として行った本件非開示決定は、妥当である。

エ 審査請求人の主張について

審査請求人は、各意見書において、「〇〇児童相談所が保有する請求人に関する全て」と開示請求しているにもかかわらず、児童相談所の開示担当者は「指導経過記録票」のみを対象保有個人情報と偽った事実があり、「指導経過記録票」以外の児童相談所が「秘匿にして開示しなかった文書等」も本件各審査請求の対象である旨主張する。

しかし、上記主張に係る事実関係について、審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、開示請求の都度、審査請求人にあらかじめ各請求対象文書を電話連絡し、審査請求人の了承を得た上で補正確認書を手交して本件各対象保有個人情報を特定していると説明しており、当該説明内容に不自然、不合理な点は認められない。したがって、本件各対象保有個人情報の特定に誤りがあるとは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。

なお、審査請求人は、本件各審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表 1

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
		補正内容					
1	1038	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、録音・動画・指導経過記録表（前回の請求の続きから請求日まで、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）	令和3年3月12日	一部開示決定	令和5年10月20日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの記録に限る。	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある（条例16条2号）。（以下「条例16条2号非開示」という。） 児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがある（条例16条6号）。（以下「条例16条6号非開示」という。）
		指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。					
2	1065	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、録音・動画・指導経過記録表（前回の請求の続きから請求日まで、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）。	令和3年6月15日	一部開示決定	令和6年3月26日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとする。					
3	1066	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、録音・動画・指導経過記録表（前回の請求の続きから請求日まで、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）。	令和3年10月18日	一部開示決定	令和6年3月26日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から請求日まで。指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇とする。）					
4	1067	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、録音・動画・指導経過記録表（前回の請求の続きから請求日まで、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）。	令和3年11月19日	一部開示決定	令和6年3月26日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から請求日まで。指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇とする。）					

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
		補正内容					
5	1068	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、録音・動画・指導経過記録表（前回の請求の続きから請求日まで、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）。	令和3年12月14日	一部開示決定	令和6年3月26日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から請求日まで。指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇とする。）					
6	1081	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画等を含む）。但し、本請求日まで開示請求をしていない期間及び却下された期間とする。児童票は〇〇のみ。住民票と戸籍謄本関係については、原本は除く。その他については、他機関を含め、書面で交付されたものは除き、名称等を伝えた場合は、除外項目を改めて伝える。	令和3年1月12日	一部開示決定	令和6年4月3日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとする。					
7	1082	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音や動画等を含む）。但し、本請求日まで開示請求をしていない期間及び却下された期間とする。住民票と戸籍謄本関係については、原本は除く。その他については、他機関を含め、裁判資料で請求人が受領済は除く。名称等を伝えた場合は、除外項目を改めて伝える。	令和3年1月22日	一部開示決定	令和6年4月3日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までとする。					
8	1084	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、録音・動画・指導経過記録表（前回の請求の続きから請求日まで、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）。	令和4年1月14日	一部開示決定	令和6年4月3日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から請求日まで。指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇とする。）					

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
		補正内容					
9	1085	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、録音・動画・指導経過記録表（前回の請求の続きから請求日まで、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）	令和4年2月10日	一部開示決定	令和6年4月3日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から請求日まで。指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇とする。）					
10	1086	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、録音・動画・指導経過記録表（前回の請求の続きから請求日まで、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）	令和4年3月18日	一部開示決定	令和6年4月3日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から請求日まで。指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇とする。）					
11	1087	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、録音・動画・指導経過記録表（前回の請求の続きから請求日まで、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）。	令和4年3月31日	一部開示決定	令和6年4月3日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から請求日まで。指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇とする。）					
12	1088	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、録音・動画・指導経過記録表（前回の請求の続きから請求日まで、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）。	令和4年5月17日	一部開示決定	令和6年4月3日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から請求日まで。指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇とする。）					
13	1089	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音・動画・指導経過記録表含む）。 但し、前請求期間から本請求日までの分。	令和4年6月6日	一部開示決定	令和6年4月3日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から請求日まで。指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇とする。）					

項番	諮問番号	開示請求内容	決定日	決定内容	諮問日	対象保有個人情報	非開示理由
		補正内容					
14	1090	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音・動画・指導経過記録表含む）。 但し、前請求期間から本請求日までの分。	令和4年7月15日	一部開示決定	令和6年4月3日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から請求日まで。指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇とする。）					
15	1091	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音・動画・指導経過記録表含む）。 但し、前請求期間から本請求日までの分。	令和4年11月18日	一部開示決定	令和6年4月3日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から請求日まで。指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇とする。）					
16	1092	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音・動画・指導経過記録表含む）。 但し、前請求期間から本請求日までの分。	令和4年9月22日	一部開示決定	令和6年4月3日	指導経過記録票（受付番号〇〇、〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの記録に限る。	条例16条2号非開示 条例16条6号非開示
		〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、指導経過記録票（令和〇年〇月〇日から請求日まで。指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇とする。）					

別表 2

諮問 番号	開示請求内容	決定日	決定内容	諮問日	請求に係る保有個人情報 の内容	非開示理由
	補正内容					
1093	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する全て（録音・動画・指導経過記録表含む）。 但し、前請求期間から本請求日までの分。	令和4年9月22日	非開示決定 （不存在）	令和6年4月3日	指導経過記録票（受付 番号〇〇及び〇〇） ただし、令和〇年〇月 〇日から同年〇月〇日 までの記録に限る。	本件請求に係る個人情報について、実施機 関では作成又は取得していないため存在し ない。
	〇〇児童相談所の保有する請求者に関する、指導経過記録票（令和〇 年〇月〇日から請求日まで。指導経過記録票の受付番号は〇〇、〇〇、 〇〇、〇〇及び〇〇とする。）					